

様式第1（第3条関係）

電気用品製造事業届出書

届出日

平成17年 7月 7日

経済産業大臣 殿

↑
同一の届出区分に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合。
(単一の経済産業局の管轄区域内に存在する場合は、当該経済産業局長宛となります。)

住所 東京都千代田区霞が関 丁目 番号

氏名(名称及び代表者の氏名)

株式会社経済産業

代表取締役社長 経済 一郎

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 平成17年 7月 1日 ←
- 2 製造する電気用品の区分 電熱器具
- 3 当該電気用品の型式の区分 別紙のとおり
- 4 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社経済産業 霞が関工場
東京都千代田区霞が関 丁目 番号
株式会社経済産業 大阪工場
大阪府中央区大手前 丁目 番号

事業届出書は、事業開始日以降30日以内に届出が必要です。

- 5 専ら輸出するための当該電気用品の製造の事業を行おうとする者にあつては、その旨
なし

連絡先：品質保証部 経済 二郎 電話 03 - 3501 -

↑
連絡先(ご担当者名、電話等)を余白部分に記載をお願いします。

上記内容はあくまでも例示であり、届出の内容によっては細部が異なる場合がありますので、ご注意願います。